

議案第 8 4 号

亀山市文化芸術基本条例の制定について

亀山市文化芸術基本条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市文化芸術基本条例

提案理由

条例の制定について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市文化芸術基本条例

亀山市では、古代三関の一つである鈴鹿関、東海道伊勢国の宿場町である関宿などの交通の要衝として育まれた歴史と緑豊かで温暖な気候に恵まれた風土が礎となり、地域のかんこ踊りなどの民俗芸能をはじめとする多くの文化芸術が生み出され、継承されてきました。

これらの先人たちによって培われてきた文化芸術は、人々の生活の中で脈々と受け継がれ、今日において、様々な交流や賑わいにつながり、新たに現代アートやミュージカルなどの文化芸術が創造されています。

このように、文化芸術は、豊かな創造力や感性を育む源泉であるとともに、多様な価値観を認め合う共生社会を実現し、地域社会の活力や魅力を高め、これを持続的に発展させるために重要な役割を果たしています。

私たちは、これまでに培われてきた文化芸術をかけがえのない財産として未来へ引き継ぎつつ、新たな文化芸術を創造することによって、心豊かで活力と魅力にあふれるまちを目指すことを決意し、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって心豊かで活力と魅力にあふれる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 文化芸術 芸術、生活文化、文化財等その他の文化芸術基本法（平成13年法律第148号。以下「法」という。）に規定する文化芸術及び文化的な景観をいう。

(2) 文化芸術活動 文化芸術を創造し、発信し、継承し、若しくは享受し、又はこれらを支える活動をいう。

(3) 市民 市内に居住し、在勤し、又は在学する個人、市内で事業又は活動をする個人又は法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第3条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、市民の自主性及び創造性を尊重しなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、市民が等しく文化芸術活動に参加できる環境の整備を図るよう努めなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な主体の連携、協働及び交流を図るよう努めなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、これまでに培われた文化芸術を、市民共有の財産として未来に引き継ぎ、発展を図るよう努めなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念に基づき、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

（市民の役割）

第5条 市民は、文化芸術活動を担う主体として、様々な文化芸術活動を行うとともに、多様な文化芸術を理解し、及び尊重し、並びに相互に交流を深めるよう努めるものとする。

（文化芸術の推進に関する計画の策定）

第6条 市長は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術の推進に関する計画（法第7条の2第1項に規定する地方文化芸術推進基本計画をいう。以下「文化芸術推進基本計画」という。）を策定するものとする。

2 前項の計画を策定するに当たっては、あらかじめ、広く市民の意見を聴くものとする。

（市民の文化芸術活動の充実）

第7条 市は、市民が年齢、障がいの有無等にかかわらず等しく、文化芸術活動に参加できる環境の整備を図るものとする。

（子どもの文化芸術活動の充実）

第8条 市は、次代を担う子どもの豊かな創造力や感性を育むため、子どもが優れた文化芸術に触れ、文化芸術活動に参加できる機会の充実に取り組むものとする。

（交流の促進）

第9条 市は、文化芸術の継承及び発展のため、世代、地域、分野及び国籍を越えたあらゆる文化芸術活動の交流の促進に取り組むものとする。

（協働による文化芸術活動の推進）

第10条 市は、市民が自主的かつ主体的に行う文化芸術活動の充実に図るため、協働による文化芸術活動の推進に取り組むものとする。

（文化芸術の継承と活用）

第11条 市は、先人たちによって培われてきた亀山市固有の文化芸術を次世代に継承するとともに、それらの魅力及び価値を高めるための活用に取り組むものとする。

（文化芸術活動を担う人材の育成）

第12条 市は、文化芸術活動を担う人材を育成するために、必要な施策を講ずるものとする。

（情報の収集及び発信）

第13条 市は、亀山市の魅力を市内外へ伝え、かつ、市民が文化芸術活動に関する情報を十分に享受できるようにするため、文化芸術に関する情報の積極的な収集及び発信に取り組むものとする。

（文化施設等の活用及び充実）

第14条 市は、市民による自由な文化芸術活動を促進するため文

化施設等の活用及び充実に取り組むものとする。

（文化芸術を生かしたまちづくりの推進）

第 15 条 市は、教育、健康、スポーツ、福祉、産業、観光その他の様々な分野において、文化芸術に関する連携を図ることで、市民の心身ともに健康的な暮らしを支え、活力と魅力にあふれるまちづくりの推進に取り組むものとする。

（審議会）

第 16 条 法第 37 条の規定に基づき、亀山市文化芸術推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

（1）文化芸術推進基本計画に関すること。

（2）前号に掲げるもののほか、文化芸術の推進に関する重要事項に関すること。

3 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（1）学識経験者

（2）専門知識を有する者

（3）文化関係団体の代表者

（4）公募により選出された者

（5）市職員

（6）その他市長が必要と認める者

5 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条及び第 16

条の規定並びに次項の規定は、令和４年４月１日から施行する。

（亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- ２ 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成１７年亀山市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

別表亀山市コンプライアンス委員会委員の項の次に次のように加える。

亀山市文化芸術推進審議会委員	日額 ７，１００円
----------------	-----------